

七尾市ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

令和元年11月22日
七尾市

1. 入札説明書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	2				用語の定義	No. 23 地元企業の定義に「本市に主たる営業所又は営業所がある者をいう」とございますが、これは入札公告時点で貴市及び処理区域となっている中能登町内に本社(本店)、支社(支店)、営業所を置く事業者と解釈してよろしいでしょうか。	七尾市内に主たる営業所又は営業所がある者とします。
2	6	第2章	8	(1)	イ 運営・維持管理業務 (エ)	焼却灰及び飛灰の搬出作業について、許可に関しては貴市から滞りなく、認可されるものと理解してよろしいでしょうか。	新規の収集運搬業の許可の受付は、原則行っていません。これを前提として実施体制等を検討してください。
3	6	第2章	8	(1)	イ 運営・維持管理業務 (オ)	処理不適物の搬出作業について、許可に関しては貴市から滞りなく、認可されるものと理解してよろしいでしょうか。	No.2の回答を参照してください。
4	6	第2章	8	(1)	イ 運営・維持管理業務 (キ)	想定している見学者の来館団体数、人数、季節変動等をご教示願います。なお、既設の実績でも構いません。	実績(平成27～平成30年度)では、最大月来館人数累計334人「7団体」(平成29年9月)です。1日1団体受入れ、最大67人です。
5	9	第3章	2	(1)	イ 監理技術者	申請する監理技術者は、落札時に変更することは、可能でしょうか。	原則、不可です。ただし、予定していた監理技術者が退職した等の止むを得ない事情の場合には、別途協議とします。
6	20	第5章	1	(8)	エ 提出部数	「正本1部と副本2部」とございますが、p25、第6章、3.入札提案書類には、「正本1部、副本11部」とありますがどちらが正か、ご教示願います。	技術対話に先立ち「正本1部と副本2部」を提出ください。技術対話の結果を踏まえ、これを反映した改善提案書を「正本1部、副本11部」提出してください。
7	21	第5章	1	(14)	オ その他	「入札参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する」とございますが、通知の時期についてご教示願います。現時点で公表可能な内容等ございましたらご提示願います。	ヒアリング時間等については令和2年4月上旬を目途に通知する予定です。
8	23	第5章	2	(7)	ア 著作権	「本市は、これを無償で使用できるものとする」とございますが、「ウ 入札提案書類の使用等」と同様、事前に貴市より確認行為があるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	26	第6章	3	(4)	イ 要求水準に対する設計仕様書	「要求水準書と設計仕様が一見して対比できる形式とすること」とございますが、提出する資料のフォーマット(Excelデータ)についてご提示願います。	様式は任意とします。同記載は、一律に比較できることを趣旨としているため、要求水準書に沿って提案してください。
10	26	第6章	3	(4)	イ 要求水準に対する設計仕様書	「七尾市ごみ処理施設整備・運営事業_要求水準書_令和元年10月31日」のWordデータをご提示願います。	入札参加資格が認められた入札参加希望者の代表企業に、参加資格確認結果の通知と併せてWordデータを提供します。
11	28	第7章	4		提案書	提出書類は「施設計画に係る提案概要」を除いて片面印刷との理解でよろしいでしょうか。	印刷方法は任意とします。

1. 入札説明書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
12	28	第7章	4	(1)	提案書	「技術提案書は、様式ごとに様式集に示す所定のページ数とし」とございますが、様式集にはページ数の指定がありません。各様式のページ数をご教示願います。	ページ数は任意とします。
13	29	第7章	4	(3)	添付資料	添付資料について、入札説明書および様式集には具体的な項目が記載されていませんが、内容は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	29	第7章	4	(7)	電子データ	提出する電子データは、3部全てに正本と副本の両方を格納する、という理解でよろしいでしょうか。	正本のみとします。
15	29	第7章	5	(1)	施設計画に係る提案概要	「施設計画に係る提案概要」について、P.25の表では「正本1部、副本11部」とございますが、P.29の項目では、「綴じずに15部提出すること」および「企業名が特定できる表現はしないこと」との記載がございます。用途から考えた場合、P.29記載の「綴じずに15部提出すること」および「企業名が特定できる表現はしないこと」を正と解釈してよろしいでしょうか。また、この場合、15部全て参加グループ名を記載して提出する、という理解でよろしいでしょうか。	「綴らずに12部提出すること」及び「企業名が特定できる表現はしないこと」として提出願います。また、12部全て受付グループ名を記載して提出してください。
16	35	別紙2	3	(1)	ア 支払限度額	支払限度額の変更は認められないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	40	別紙4			リスク分担表	地盤沈下、土壌汚染等の土地に係るリスクについては貴市に負担いただけると解釈してよろしいでしょうか。	リスクはないと承知しているが、その様なリスクが発生した場合は、別途協議します。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	4	第1編 第3章	第1節	1.8	本市・事業者間の業務範囲	共通事項：住民対応の環境教育等とは具体的にどういったことを行うのでしょうか。住民対応の環境教育等とは、見学者通路への説明パネル設置や市民配布用パンフレット作成等を考えておりますが、それ以外に想定しているものがございましたらご教示願います。	環境学習イベントの開催等、より効果的な方法を検討・提案してください。
2	7	第1編 第3章	第1節	1.13	立地条件 (5)既存施設の状況	既存の計量棟は本施設竣工後に解体撤去予定との記載がございますが、例えば、既存施設への動線に影響を与えない範囲で、建設工事期間中に既存の計量棟を撤去し、仮設の計量棟を設置するなどして、施工性等を考慮したうえで対応することも可能でしょうか。	その様に考えてもよいが、それらに係る負担については、本事業範囲内とします。
3	7	第1編 第3章	第1節	1.13	立地条件 (6)地下埋設物・汚染土壌対策	埋設物が発見された場合、その処理費用は発注者負担と理解してよろしいでしょうか。	その様な場合は、別途協議するものとします。
4	7	第1編 第3章	第1節	1.13	立地条件 (7)敷地周辺設備 (ユーティリティ条件)	ユーティリティ確保に伴う取り合い点から本施設までの接続等工事に関する負担金についてですが、現時点で関係各所と協議することができませんので、本事業範囲外に変更いただくことは可能でしょうか。変更が不可能な場合、価格を提示いただけないでしょうか。	取り合い点から本施設までについては、負担金は発生しません。また、同工事は本事業範囲内です。
5	7	第1編 第3章	第1節	1.13	立地条件 (7)敷地周辺設備 (ユーティリティ条件) 2) プラント用水	既設給水管及び既設沢水給水管の管種と口径をご教示願います。	次のとおりです。 沢水給水管：VP 50A 既設給水管：SGP 25A 既設給水管については追加資料を提示します。
6	7	第1編 第3章	第1節	1.13	立地条件 (7)敷地周辺設備 (ユーティリティ条件) 2) プラント用水	沢水の水質についてご教示願います。	沢水の水質分析は行っていません。沢水は、プラント用水として使用されていますが、これまで不具合等は生じておりません。
7	8	第1編 第3章	第1節	1.13	立地条件 (7)敷地周辺設備 (ユーティリティ条件) 5)生活排水	「生活排水は農業集落排水吉田地区管路に接続して放流する」とございますが、放流可能量等の制限があればご教示願います。	放流可能量は、5m ³ /日程度を想定しています。
8	8	第1編 第3章	第1節	1.13	立地条件 (7)敷地周辺設備 (ユーティリティ条件) 7) 沢水排水	沢水排水について、添付資料⑤における⑥排水路の深さ等の記載のある図面と、敷地外下流の権利者および関係機関（諸官庁や生産組合）との雨水排水に関する協議書や検討資料をご提示願います。	⑥排水路の深さの記載のある図面はありません。 関係機関との雨水排水に係る協議書等については、入札参加資格が認められた入札参加希望者の代表企業に、参加資格確認結果の通知と併せて提供します。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
9	8	第1編 第3章	第1節	1. 13	立地条件 (7)敷地周辺設備 (ユーティリティ条件) 7) 沢水排水	当該沢（赤倉沢）は「土石流危険渓流」に指定されていますが、砂防堰堤下流の排水計画では、溪流保全工として計画しなくてよろしいでしょうか。	砂防堰堤下流は「土石流危険渓流」に指定されていません。ゆえに、溪流保全工の計画は不要です。
10	9	第1編 第3章	第1節	1. 13	(8)最終処分場	「焼却灰や飛灰及び処理不適物については本市が有する最終処分場へ搬出すること。」とございますが、試運転期間中に発生した灰や処理不適物の搬出所掌について、貴市のお考えをご教示願います。 また、運搬業務が事業者所掌の場合、要求水準書P.19 3.3 (1) 3)4)には、「焼却灰及び飛灰処理物の処分費」、「処理不適物及び磁選物の処分費」は貴市負担との記載がございますが、「処分費」には運搬に係る費用も含んでいるとの理解でよろしいでしょうか。	試運転期間中の灰や処理不適物の搬出は、事業者の責任と負担において実施願います。また、「処分費」には運搬に係る費用を含んでいないため、別途、考慮してください。
11	11	第1編 第3章	第2節	2. 2	(3)搬入出車輛	塵芥収集車輛、事業者からの直接搬入車輛、灰搬出車両、ペットボトル運搬車輛の大きさ（サイズ、回転半径など）についてご提示願います。	要求水準書 第1編 第3章 第2節 (3) 搬入出車両を参照の上、事業者にて想定してください。
12	12	第1編	第3章	第2節	2. 4 余熱利用計画	入札説明書にもエネルギー有効利用の記載がございますが、エネルギー回収率算出の際には、燃焼用空気加熱熱量、白煙防止用空気加熱熱量は含むことができないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	12	第1編	第3章	第2節	2. 4 余熱利用計画	エネルギー回収率算出の際には、発電/熱の等価係数の0.46をかけた熱利用率の算出方法になるということでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	18	第2編 第1章	第2節	2. 1	使用材料規格 (3)	関連会社である海外工場で製作した場合、関連会社による検査立ち合いを考慮しておりますがよろしいでしょうか。	関連会社による検査立ち合いでよいですが、事業者による二次検査等を行い、品質等を保証してください。
15	18	第2編 第1章	第3節	3. 1	試運転	試運転期間については事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
16	20	第2編 第1章	第4節	4. 1	保証事項 (2)性能保証事項 2)その他 ③緊急作動試験	「非常停電（受電、自家発電等の一切の停電を含む）」とございますが、非常用発電機が作動しない前提での緊急作動試験との理解でよろしいでしょうか。	非常用発電機が作動する前後の状況等を確認する試験と理解してください。
17	22	第2編 第1章	第4節	4. 3	引渡性能試験	ダイオキシン類の測定について、「触媒反応装置を設置しない場合は、ろ過集じん器入口・出口、及び煙突」とございますが、ろ過集じん器出口と煙突は排ガス性状に変化が無いため、ろ過集じん器入口と煙突の2か所としてよろしいでしょうか。	ろ過式集塵機入口と煙突の2カ所としてよいです。
18	27	第2編 第1章	第6節	6. 3	土木建築工事	工事着手時には建設予定地の一次造成（開発工事）が完了した状態での引き渡しを受けられるものと解釈してよろしいでしょうか。	現状引渡しとなります。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
19	30	第2編 第1章	第8節	8.5	工程管理	「災害、その他の事情によって工事が遅延した場合、建設事業者は、直ちにその理由、原因を本市に報告し、工事工程の修正を行うとともに、進捗度の回復に努めなければならない。」とありますが、建設事業者の責によらない場合は、建設工事請負契約書(案)第21条に基づき対応するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の責によらない場合は、建設工事請負契約書(案)第21条に基づきますが、その場合にあっては、可能な限り進捗度の回復に努めるとの趣旨です。
20	31	第2編 第1章	第8節	8.11	現場事務所等	現時点で常駐を予定している人数をご教示願います。	常駐は予定していません。
21	32	第2編 第1章	第8節	8.14	工事説明用リーフレットの作成・提出	現時点で想定している部数をご教示願います。	500部程度を想定しています。
22	32	第2編 第1章	第8節	8.15	建設事業者の負担(4)	「軽易な障害物等」には、既設埋設物は該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	既設埋設物が確認された場合には、別途協議するものとします。
23	33	第2編 第1章	第11節	11.1	関係法令等の遵守	提案書提出までに事業者にて関係官庁に協議を行ってよろしいでしょうか。	協議を行うことは認めません。必要とする協議内容を提示頂ければ、必要に応じて確認します。
24	38	第2編 第1章	第11節	11.5	工事期間中の公害防止対策等 (1)騒音対策 2)工事期間中の騒音対策 ③その他騒音対策	騒音に関する環境モニタリングは、事業用地境界部で実施すると解釈してよろしいでしょうか。また、時期や頻度については、事業者提案によると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	39	第2編 第1章	第11節	11.5	工事期間中の公害防止対策等 (2)振動対策 2)工事期間中の振動対策 ③その他振動対策	振動に関する環境モニタリングは、事業用地境界部で実施すると解釈してよろしいでしょうか。また、時期や頻度については、事業者提案によると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	39	第2編 第1章	第11節	11.5	工事期間中の公害防止対策等 (4)粉じん対策 4)	粉じんに関する環境モニタリングは、事業用地境界部で実施すると解釈してよろしいでしょうか。また、時期や頻度については、事業者提案によると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	41	第2編 第1章	第11節	11.8	(1)地震対策	「震度5強(250ガル)」とありますが、1996年に地震の揺れの強さの計算方法が変更になっており、震度5強相当が250ガルから190ガルに変更になっています。従い、190ガルという理解でよろしいでしょうか。	「250ガル以上の加速度」に修正します。
28	43	第2編 第2章	第1節	1.1	歩廊・階段・点検床等 (1)歩廊・階段・点検床及び通路 2)幅 ①主要部 ②その他	歩廊幅数値について、作業性、安全性を考慮したうえで事業者提案とさせていただきます。	要求水準書のとおりとします。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
29	44	第2編 第2章	第1節	1. 3	配管 (3)	「コンクリート構造物に配管を通す場合は、あらかじめ適切な箇所に補強を行ったスリーブや開口を設けること。コア抜きを行ってはならない。」とございますが、万が一コア抜きが必要となった場合認めていただけませんか。	その様な場合は、別途協議するものとします。
30	46	第2編 第2章	第2節	2. 1	計量機 (5) 特記事項 8)	「計量回数は、原則、塵芥収集車(計画収集・許可収集)は1回計量、一般家庭及び事業所からの直接搬入車輛は2回計量とする」とございますが、ペットボトル運搬車輛の計量回数をご教示願います。添付資料⑩、⑪より、ペットボトル運搬車輛は入口のみの1回計量と解釈しますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	49	第2編 第2章	第2節	2. 4	ダンピングボックス (4) 特記事項 1)	「ダンピングボックス専用の投入扉を設けること」とございますが、専用の投入扉は設けず、シャッターとするなど事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	投入扉の駆動方式と整合を図ることを前提に、事業者提案とします。
32	50	第2編 第2章	第2節	2. 6	ごみクレーン (2) 数量 2) バケット	「予備バケット2基」とございますが、クレーン本体2基を有し交互運転されることから、実質的にクレーン本体として予備1基を備えていることとなります。従い、予備バケットは1基とさせていただきませんか。	要求水準書のとおりとします。
33	51	第2編 第2章	第2節	2. 7	可燃性粗大ごみ処理装置 (5) 特記事項 1)	「可燃粗大ごみ(粗大家具)は、ペットボトル再生化施設においてある程度の大きさまで解体後、破碎処理を行い、ごみピットへ投入する計画である」とございますが、添付資料⑪「施設配置・動線計画図(参考)」には、直接搬入車輛(一般家庭・事業者)においてペットボトル再生化施設への搬入動線の記載がございません。従い、可燃粗大ごみ(粗大家具)の受入方法についてはプラットホーム内で対応する等、事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ペットボトル再生化施設から本施設への動線は指定しませんが、プラットホーム内での粗解体は想定していません。
34	54	第2編 第2章	第3節	3. 2. 3	炉駆動用油圧装置 (2) 数量	「炉駆動用油圧装置は1炉1ユニット」とございますが、2炉を十分に賄える能力を確保した上でユニット数を任意に決定してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
35	57	第2編 第2章	第4節	4. 1. 1	ガス冷却室 (1) 形式	「【別置式】」とございますが、炉頂式とすることで建屋の平面積を抑えることが可能です。ガス冷却室の形式については事業者提案としてよろしいでしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応じて改善指示等を行う扱いとします。
36	59	第2編 第2章	第5節	5. 1	減温塔	集じん器入口ガス温度200℃未満を前提に、その方法については、熱の有効利用も鑑み、減温塔ほかの選択肢も可能との理解でよろしいでしょうか。	エネルギー回収率が向上する提案をしてください。
37	61	第2編 第2章	第5節	5. 2	ろ過式集じん器 10) 主要材質 ② 本体	「外壁【耐硫酸・塩酸露点腐食鋼 または同等品以上】」とございますが、過去納入施設にてSS材でも約20年トラブル等なく運転継続しております。材質の選定については、事業者の実績を基に提案させていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
38	61	第2編 第2章	第5節	5. 2	ろ過式集じん器 (4) 付属機器 4)	「バイパス煙道【 】」および「(5) 特記事項 2) ろ過式集じん器のバイパスは設置しないこととし」とございますが、バイパス煙道設置の有無は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
39	70	第2編 第2章	7	7. 6	煙道 (5) 特記事項 5)	「誘引通風機と煙突間に消音器を設け排気音を軽減すること。」とございますが、その間に触媒反応装置を設ける場合、排気音を十分に低減する効果があるため、消音器は不要と理解してよろしいでしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応じて改善指示等を行う扱いとします。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
40	71	第2編 第2章	7	7.7	煙突	「内筒材質【耐硫酸・塩酸露点腐食鋼または SUS316 同等品以上】」とございますが、ノズル部は外部に接し、厳しい腐食環境であるためSUS316Lを採用し、その下部の内筒部分（外気に直接接触する環境ではない部分）はSUS304を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
41	71	第2編 第2章	8	8.1	灰冷却装置(半湿式)	「灰冷却装置(半湿式) (1) 形式【灰押出装置】」と記載がございますが、灰冷却処理の方法は事業者提案とさせていただきませんかでしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応じて改善指示等を行う扱いとします。
42	81	第2編 第2章	9	9.6	機器冷却水冷却塔	機器冷却水冷却塔の設置の有無については、事業者責任でメンテナンス性、必要性を検討したうえで事業者提案とさせていただきませんかでしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応じて改善指示等を行う扱いとします。
43	95	第2編 第3章	第1節	1.2.2	高圧受電盤 (4)特記事項 10)	「受配電システムは、(中略)省エネ運転、維持管理等に関するすべての情報は統括(一元)管理・機能分散制御方式で計画すること。」とございますが、「1.2.3 高圧配電盤 (4) 9) 各フィーダの使用電力量」の計測と記録、および、各フィーダ動作記録という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	97	第2編 第3章	第1節	1.3	電力監視設備 (必要に応じて設置) (5)特記事項 5)	「非常用発電機の自動及び手動同期投入を可能とすること。」とございますが、経済性に配慮し、容量的にも低圧のため、系統の復電後は保安負荷の運転状況を確認した上でダブルスローを商用側に切り替え、非常用発電機を停止する(系統連系はしない)こととなります。「97頁 1.4 低圧配電設備 (4) 2)」、および、「100頁 1.6 非常用発電設備 1.6.2 発電機 (4) 1), 3)」の仕様を採用する計画としてもよろしいでしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応じて改善指示等を行う扱いとします。
45	98	第2編 第3章	第1節	1.5.3	現場操作盤 (1)形式	【鋼板製閉鎖式壁掛形 又はポスト形】とございますが、経済性・汎用性に配慮し、適正な形式を提案させていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
46	108	第2編 第4章	第1節	1.1	(1)工事範囲 5)車庫棟	工事範囲として車庫棟の記載がありますが、要求水準書p.7にて、既存の車庫棟を残置する旨の記載があることから、車庫棟は工事範囲より削除と解釈してよろしいでしょうか。その場合、要求水準書P.116の「2.1.4 その他付属棟計画 (2)車庫棟」については記載しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。記載が必要であれば、既存の車庫棟に関する情報をご教示願います。	既存の車庫棟に係るユーティリティの確保は本事業範囲内です。必要に応じて新規の車庫棟の整備を提案してください。
47	109	第2編 第4章	第1節	1.1	計画概要 (4)仮設計画 4)仮設事務所 ①人員	貴市用仮設事務所に勤務される市職員殿の人数をご教示願います。	市職員、並びに施工監理要員として5名程度を想定しています。
48	109	第2編 第4章	第1節	1.2	施設配置・動線計画	建設期間中の処理物搬入車輛動線及び工事車両動線に関して、既設の搬入車輛動線を考慮して事業者提案とさせていただきませんかでしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応じて改善指示等を行う扱いとします。
49	113	第2編 第4章	第2節	2.1.2	工場棟平面計画 (10)通風機関連諸室 1)	「誘引送風機、押込送風機、空気圧縮機などの主要機器については、原則として専用の室に収容し」とございますが、「機械騒音が特に著しい送風機、コンプレッサー等は別室に収容する(要求水準書P.16 2.6 (7) 2)工場内騒音)」、「機械騒音が特に著しい送風機、コンプレッサー等は別室に収容する(要求水準書P.41 11.7 (3)騒音対策 3)」との記載があることから、「主要機器」に該当する機器は事業者提案という理解でよろしいでしょうか？	提案内容を確認した上で、必要に応じて改善指示等を行う扱いとします。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
50	114	第2編 第4章	第2節	2. 1. 2	(13)灰出し場 3)	「クレーンの点検整備のためにバケット置き場と安全通路との往来階段を設けること。」と記載がございますが、灰クレーン稼働時も安全に移動できるよう、往来階段は炉室等の階段を兼用可能と解釈してよろしいでしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応じて改善指示等を行う扱いとします。
51	115	第2編 第4章	第2節	2. 1. 3	管理棟平面計画 (管理居室平面計画) (1)事務室 1)	本施設に在勤（日勤）される市職員殿の人数をご教示願います。	職員を配置する考えはないが、5人程度打合せできるスペースを確保していただきたい。
52	115	第2編 第4章	第2節	2. 1. 3	管理棟平面計画 (管理居室平面計画) (3)会議室 1)	運転員用として設置するものと理解してよろしいでしょうか。	運転員に加え、市職員の使用も想定しています。
53	116	第2編 第4章	第2節	2. 1. 4	その他付属棟計画 (3)洗車棟	洗車対象は、ごみ収集車（委託業者）であり、直接搬入者や許可業者の車両は、対象外と理解しますがよろしいでしょうか。また、想定1日当たりの最大洗車台数をご教示願います。	お見込みのとおりです。1日当り10台程度を想定しています。
54	117	第2編 第4章	第2節	2. 2	構造計画 (1)基礎構造 4)	「建設発主は、原則として場内処分とすること」とございますが、やむを得ず場外処分とする場合は自由処分としてよろしいでしょうか？	発注者と協議した上で、決定することとします。
55	118	第2編 第4章	第2節	2. 2	構造計画 (4)耐震性能 2)耐震基準	プラント設備等で「建築物や建築設備の耐震性能と整合を図り、プラント設備全体の耐震性が同等のレベルになるよう設計を行う」とございますが、プラント架構については「火力発電所の耐震設計規程」を適用し構造設計することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	123	第2編 第4章	第3節	3. 1	土木工事 (1)造成工事 2)造成レベル	造成レベルの指定がありましたらご教示願います。	現状地盤高程度を想定しています。
57	124	第2編 第4章	第3節	3. 2	外構工事 (3)雨水排水設備工事 4)特記事項 ①②	「構内排水は、施設内及び敷地内に流入される水の集水面積、降雨強度、流出係数等を十分に勘案し、適切に排除できるようにすること」とございますが、集水面積、降雨強度、流出係数をご教示願います。また、既設の集水面積、降雨強度、流出係数をご教示願います。	入札参加資格が認められた入札参加希望者の代表企業に、参加資格確認結果の通知と併せて提供します。
58	124	第2編 第4章	第3節	3. 2	外構工事 (4)植栽・芝張工事 3)特記事項 ②	「植栽は、「七尾市 景観計画（平成27年10月 七尾市）」に基づく敷地緑化の基準に配慮しつつ、維持管理性・経済性等を勘案して行うこと」とありますが、落札者決定基準p.7にて「空間・緑化計画と工夫点」との項目もございます。したがって、緑化率に関しては事業者提案との理解でよろしいでしょうか。また、ごみ処理施設用地で満たすべく、緑化率の条件があればご教示願います。	緑化率については、特に定められた基準値、具体的条件はありません。「七尾市景観計画（平成27年10月 七尾市）」や「七尾市景観計画に基づく行為手続きの手引き（平成27年10月 七尾市）」に記載されている景観形成基準の主旨をふまえ、提案してください。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
59	126	第2編 第4章	第3節	3.2	外構工事 (8)防護壁設置工事	「土石流高さ想定される最大の力については、添付資料③に準じること」とございますが、添付資料③において「公示に係る図書」では土石流の高さは1m、「対策計画図」では壁高さ3.2mとの記載がございます。高さの違いについての理由をご教示願います。	防護壁は、土石流流向制御工としての整備を想定しています。このため「土石流・流木対策設計技術指針解説 平成19年3月 国土交通省 国土技術政策総合研究所」等に準じて土石流の水深に余裕を持たせた高さを設定しています。なお、土石流の高さについては、安全側を考慮し、設置位置より上流側の土石流高さ2.3mとしています。
60	126	第2編 第4章	第3節	3.2	外構工事 (8)防護壁設置工事	防護壁を計画するにあたり、添付資料③で提示されている位置においては、砂防堰堤への管理通路遮断・防火水槽や既存施設に支障ないものとして計画してよろしいでしょうか。	提示しているものは、既存施設等に支障ないものと想定しているが、詳細については現地状況等を確認の上、設計願います。
61	126	第2編 第4章	第3節	3.2	外構工事 (8)防護壁設置工事	防護壁を計画するに当たり、添付資料③で提示されている防護壁（流向制御工）、範囲を（平成13年3月30日国土交通省告示第383号）に適合した構造とすることで、「土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法」並びに、「当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法」に該当するものとして建築指導課他関係諸官庁と協議済みと考えてよろしいでしょうか。その場合、関係諸官庁との協議資料をご提示願います。その際「国土交通省告示第383号第五令第八十条の三 ただし書に規定する土石等の高さ等以上の高さの門又は塀の構造方法 二 自然現象が土石流である場合には、第三第一号イ又は第二号に定める構造方法とすること。」を採用することでよろしいでしょうか。	対策方針として都市建築課等関係諸官庁と協議済みですが、具体的な構造等詳細協議は必要となります。また、砂防堰堤の整備に伴い、土砂災害警戒区域等の指定条件が見直される予定であるため、見直された指定条件に基づいて詳細検討頂くものと想定しています。見直しに伴い、指定条件は緩和される見通しです。関係諸官庁との協議資料については、入札参加資格が認められた入札参加希望者の代表企業に、参加資格確認結果の通知と併せて提供します。
62	126	第2編 第4章	第3節	3.2	外構工事 (8)防護壁設置工事	防護壁を計画するに当たり、添付資料③で提示されている防護壁（流向制御工）においては、土石流の流行の先には既存のななかりサイクルセンターがありますが、問題ないものとして計画してよろしいでしょうか。事業者にて判断不可能な条件がございますので計画するに当たっての諸条件をご提示願います。	問題がないものとして計画してください。詳細については、落札者が決まった段階で協議します。
63	126	第1編	第4章	第3節	3.2 外構工事	防護壁の構造・配置について、添付資料3の対策計画図に記載されている防護壁の位置と大きさにすれば、特記事項②に示される条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	No.59、60、61、62の回答を参照してください。
64	136	第3編 第1章	第7節	7.1	運営・維持管理業務 期間終了時 における本施設の 要求水準 (4)	「本施設の運営に必要な用役等を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡すこと」とございますが、規定数量についてご想定の数値をご教示願います。	施設の運転1ヶ月間に必要な量を想定しています。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
65	141	第3編 第2章	第2節	2.4	料金徴収 (1)	直接搬入しようとする者に対し、本市が定める料金を本市が定める方法で徴収すること。とありますが、市殿の公金を扱う者の条件はありますか。「直接搬入しようとする者に対し、本市が定める料金を本市が定める方法で徴収すること」とありますが、市殿の公金を扱う者がSPC従業員に限る等の条件がありましたらご教示願います。	SPC職員に限定することを想定しています。
66	141	第3編 第2章	第2節	2.4	料金徴収 (1)	「本市が定める方法で徴収すること」とありますが、貴市が定める方法とは、事業者提案を元に協議させていただいた結果、確定した方法と理解してよろしいでしょうか。また、既存施設の徴収方法と同様である等、現段階で確定した方法がございましたらご教示願います。	お見込みのとおりです。提案を元に協議を行い、確定することとします。
67	142	第3編 第2章	第3節	3.2	搬入管理 (3)搬入検査への協力	想定している展開検査の頻度、作業時間、作業人数をご教示願います。	年4回で、5月、8月、11月、2月に行います。
68	143	第3編 第2章	第3節	3.6	処理不適物の搬出等 (2)	「処理不適物の搬出及び運搬を行うこと。」とありますが、これは、本施設引渡し以降の当該業務を運営事業者の負担にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	試運転時から事業者の責任と負担において実施してください。
69	143	第3編 第2章	第3節	3.7	焼却灰・飛灰処理物 等の搬出等 (2)	「焼却灰、飛灰処理物の搬出及び運搬を行うこと。」とありますが、これは、本施設引渡し以降の当該業務を運営事業者の負担にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	試運転時から事業者の責任と負担において実施してください。
70	158	第3編 第6章	第3節	3.1	住民への対応 (2)	「本市が住民等と結ぶ協定等を十分に理解し、これを遵守すること。」とありますが、事前に協定内容を把握し、それに対する遵守方法を策定するためにも、協定内容についてご教示願います。	新たなごみ処理施設に係る住民協定等はまだ締結していません。要求水準書等に記載されている内容を満たすものとして検討してください。なお、締結された段階で協定の内容を提供します。
71	162	第3編 第8章	第1節	1.3	住民対応業務	「本市は、運営事業者では解決できないクレーム処理等の住民対応を行う」とありますが、要求水準書P.159 3.1 住民への対応 (5)には「本市が実施する住民等への説明・対応等に協力すること」とありますが、基本的に住民対応は貴市で行い、運営事業者は貴市へ協力するとの理解でよろしいでしょうか。	運営事業者では解決できないクレーム処理等は発注者が対応し、それ以外については運営事業者が対応するものとします。
72					機器名称	要求水準書内で ・ろ過式集じん器、ろ過集じん器 ・触媒反応装置、触媒分解塔 ・誘引通風機、誘引送風機 のように複数名称記載がありますが、後述の記載内容を正と解釈してよろしいでしょうか。 ・5.2 ろ過式集じん器 (要求水準書P.60) ・5.5.2 触媒分解塔 (要求水準書P.65) ・7.5 誘引送風機 (要求水準書P.69)	・5.2 ろ過式集じん器 (要求水準書P.60) ・5.5.2 触媒分解塔 (要求水準書P.65) ・7.5 誘引送風機 (要求水準書P.69) の記載内容を正とします。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
73					添付資料①	「計画平面図」のCADデータをご提示願います。	入札参加資格が認められた入札参加希望者の代表企業に、参加資格確認結果の通知と併せてCADデータを提供します。
74					添付資料①	建設予定地北東側の敷地境界線と田鶴浜町道の間スペースは工事中の使用は可能と解釈してよろしいでしょうか。	基本的に使用は不可です。ななかりサイクルセンター敷地内での施工を検討願います。
75					添付資料①	建設予定地の北西側三角地帯は工事中使用は可能と解釈してよろしいでしょうか。	使用可とします。
76					添付資料⑨	ロードヒーティング工事に際し、段階的に既存施設搬入出車輻動線を切り替えることが示唆されていますが、この間の既設搬出入車両の誘導に係る指導、業者への周知等は発注者殿にて実施いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	収集運搬事業者等への周知は発注者が対応しますが、発注者への協力・支援、並びに現地での実際の誘導・調整、収集運搬業者への周知徹底等は事業者において実施してください。

4. 様式集に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	内容	回答
1	1	第6号	[2/3]	6		建築物の設計・建設を行う者	「建築工事業」の専任で配置する技術者は、現段階の予定技術者でよろしいでしょうか。また、複数名上げることが可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5. 基本協定書(案)に対する質問

No	頁	条	項	号	項目名	内容	回答
1	2	3	4	(7)	運営事業者の債務超過等	「発注者が適切と認める支援措置を講ずること。」とございますが、支援措置の内容は事前に発注者と協議可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	3	4	1		事業契約	「本事業に係る事業契約の仮契約を、令和2年6月末を目途として、(略)、発注者との間で締結し又は締結せしめるものとする。」とございますが、努力義務という理解でよろしいでしょうか。	「(略)本事業に係る事業契約の仮契約を、令和2年5月末を目途として、(略)」に修正します。このスケジュールで進められるよう、事前に必要な準備等を行ってください。
3	3	4	3,4		事業契約	受注者が連帯して責任を負うものとなっておりますが、義務違反行為を行った会社のみが支払義務を負うことが、受注者における適正なリスク分担であって、当該行為を行っていない当事者にまで連帯責任を負わせることは過大な責任を課していることと考えます(企業グループひいては受注者を構成するといっても、法人格を別にする会社様の内部についてまで干渉することができません)。あくまでも、義務違反行為を行った会社が責任を負うこととしていただけないでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
4	4	6			基本契約の不調	受注者が連帯して責任を負うものとなっておりますが、義務違反行為を行った会社のみが支払義務を負うことが、受注者における適正なリスク分担であって、当該行為を行っていない当事者にまで連帯責任を負わせることは過大な責任を課していることと考えます(企業グループひいては受注者を構成するといっても、法人格を別にする会社様の内部についてまで干渉することができません)。あくまでも、義務違反行為を行った会社が責任を負うこととしていただけないでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
5	5	8	3	(4)	秘密保持	「本事業の業務委託受託者」とは運営事業者との理解でよろしいでしょうか。	本事業の監理業務等を履行する受託者を指します。
6	6	10			権利義務の譲渡等の禁止	ここにいう承諾は、基本契約第16条同様に「事前の書面による承諾」という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	6	11			損害賠償	ここにいう承諾は、基本契約第16条同様に「事前の書面による承諾」という理解で良いでしょうか。	条項にはその様な文言がありません。質問内容を再確認してください。
8	9	別紙2			出資者保証書	7の項目にある「大要本書」とは、本入札説明書等の中にある様式のことでしょうか。ご教示願います。	本入札説明書等の中にある様式で、基本協定書(案)別紙2とします。

6. 基本契約書(案)に対する質問

No	頁	条	項	号	項目名	内容	回答
1	3	6	2	(7)	運営事業者の運営	「発注者が適切と認める支援措置を講ずること。」とございますが、支援措置の内容は事前に発注者と協議可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	6	14			本施設における電気事業法上の責任等	「本施設」について、受注者が電気事業法（昭和39年法律第170号）上に定められた法令上の責任を負うにあたる、電気事業法上の根拠をご教示願います。	本施設は電気事業法上に定められた責任を負うものではありません。第14条第1項は削除します。
3	7	17			損害賠償	この規定は、当事者の責めに帰すべき事由により本基本協定上の義務を履行しない場合の損害賠償規定という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	18			契約の不調	①基本協定書第6条で基本契約が本契約として成立しない場合に、当然に、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約のいずれかが本契約として成立しないことになるのではないのでしょうか。 ②基本契約と建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約が不可分一体の関係にあるにも関わらず、違約金と損害賠償金を、基本契約の不成立について、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約のいずれかの不成立についてのそれぞれに支払う義務があるということでしょうか。 ③不可分一体の関係からすると、もし基本契約が不成立で違約金支払義務、損害賠償金支払をした場合、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約のいずれかが不成立の場合は、当該義務を負わないという理解でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②いずれかの契約が不成立となった場合は、違約金と損害賠償金を支払う義務が発生します。 ③お見込みのとおりです。
5	7	18			契約の不調	受注者が連帯して責任を負うものとなっておりますが、義務違反行為を行った会社のみが支払義務を負うことが、受注者における適正なリスク分担であって、当該行為を行っていない当事者にまで連帯責任を負わせることは過大な責任を課していることと考えます（企業グループひいては受注者を構成するといっても、法人格を別にする会社様の内部についてまで干渉することができません）。あくまでも、義務違反行為を行った会社が責任を負うこととしていただけないでしょうか。	基本契約書(案)のとおりとします。
6	8	20	3	(4)	秘密保持	発注者と守秘義務契約を締結した本事業の業務委託受託者に開示する場合の「本事業の業務委託受託者」とは、運営事業者との理解でよろしいでしょうか。	本事業の監理業務等を履行する受託者を指します。

7. 建設工事請負契約書(案)に対する質問

No	頁	条	項	号	項目名	内容	回答
1	9	11の2	2		業務実施状況のモニタリング	本工事等の遂行状況等業務実施状況のモニタリングの結果、発注者より改善の指示を受けた場合の受注者自らの責任と費用によって改善を行わなければならないとございますが、これは受注者の責めに帰すべき事由により契約の規定事項が達成されていない、又は達成されないおそれがある場合においてという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	14	20	1		工事の中止	発注者により工事用地の確保ができないため又は天災等のうち受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本工事を施工できないと認められるときに、受注者からも本工事の中止の申し入れが可能でしょうか。	第58条のとおりとします。
3	15	22	2		発注者の請求による工期の短縮等	「本約款」は、「本建設工事請負契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	約款における他の条項で工期を延長できる場合を想定した規定のため、「本約款」と記載することが適切であり、読み替えは行いません。
4	15	24	3		請負代金額の変更方法	「本約款」は、「本建設工事請負契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	約款における他の条項で請負代金額の変更等する場合を想定した規定のため、「本約款」と記載することが適切であり、読み替えは行いません。
5	20	31	7		検査及び引渡し	民法に定める留置権や、商法の同時履行の抗弁権を放棄することが記載されていますが、実際に本工事においてどのような場面で適用されると想定されるのか、ご教示願います。	具体的な事例は想定していませんが、事業が円滑に進む様、配慮しています。
6	25	44	2	(2), (3)	かし担保	「ボイラ設備(ボイラ本体)に関するかし 5年」とございますが、本事業では適用がないという理解でよろしいでしょうか。	本事業では発電を行わないため、(2)「及びプラント工事に関するかしのうちボイラ設備(ボイラ本体)に関するかし」及び(3)「(ボイラ設備(ボイラ本体)に関するかしを除く。)」を削除する。質問はお見込みのとおりです。
7	26	45	2		履行遅滞の場合における損害金等	「遅滞日数に応じ年5パーセントの割合で」とございますが、運営維持管理業務委託契約書(案)第81条第2項「契約日における遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率」同等の数字としていただくわけにはいかないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)のとおりです。
8	27	47	1		発注者の任意解除	「本約款」は、「本建設工事請負契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	約款における他の条項で発注者が本契約を解除する場合を想定した規定のため、「本約款」と記載することが適切であり、読み替えは行いません。
9	27	48	1		受注者の解除権	「本約款」は、「本建設工事請負契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	No.8の回答を参照してください。
10	31	56	1		秘密保持	「本事業」「基本契約」は、「本建設工事請負契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	用語の定義がされており、それぞれ個別の契約として締結するものであるため、読み替えは行いません。
11	32	56	4		秘密保持	「本事業」は、「本建設工事請負契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	それぞれ用語の定義がされており、読み替えは行いません。
12	33	58			補則	「本約款」は、「本建設工事請負契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	約款に定めのない事項が生じた場合の対応を想定した規定のため、「本約款」と記載することが適切であり、読み替えは行いません。

8. 運営業務委託契約書(案)に対する質問

No	頁	条	項	号	項目名	内容	回答
1	1	1	4	(2)	総則	「不可抗力」の定義中、「通常予見可能」というのは、不可抗力がなければ履行したところの義務者にとっての通常予見可能な範囲内外という理解でよろしいでしょうか。	当事者にとっての通常予見可能な範囲内外としています。
2	3	5	7		業務遂行	「発注者が締結する住民協定等を十分理解してこれを遵守する」とのことですが、貴市で締結している住民協定等がございましたらご教示願います。	新たなごみ処理施設に係る住民協定等は、まだ締結していません。なお、締結された段階で協定の内容を提供します。
3	4	5	11		業務遂行	「備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合に、受託者によって購入し、又は調達された当該備品等の所有権が委託者に帰属するものとする」とございますが、備品等の購入又は調達に要する一切の費用が運営・維持管理業務委託料（業務の対価）を構成するならば、その委託料で購入または調達した備品等の所有権は受託者に帰属するものではないでしょうか。	備品等の購入又は調達は発注者の代行として行われるものであるため、運営業務委託契約書のとおり、所有権は発注者に帰属するものとします。
4	4	6	3		期間	第2項の規定により、運営・維持管理期間の始期が第1項第2号の規定と異なるに至った場合も、運営・維持管理期間の終期は変更しないということは、運営・維持管理業務期間が延長もしくは短縮されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	7	19			住民への対応	住民対応については基本的に貴市にて行い、運営事業者は貴市へ協力するとの理解でよろしいでしょうか。	運営事業者では解決できないクレーム処理等は発注者が対応し、それ以外については運営事業者が対応するものとします。
6	9	26			搬入管理	受託者の善良なる管理者の注意義務（例えば、これまでの実績のもと）をもってしても、受託者による受入供給設備での目視検査等で確認できずに購入した処理不適物を原因としてプラント設備に故障等が生じた場合には、受託者は免責されるという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、「善良なる管理者の注意義務」については、これまでの実績のみならず、受託者として通常備えるべき能力をもってしても確認できなかったことが要求されますので、その点を留意してください。
7	12	37	1		ごみ質	変動費の処理単価の見直しの請求ができない旨が定められていますが、第53条第1項(運営・維持管理業務委託料の改定)による改定の対象になるという理解でよろしいでしょうか。	第37条第1項に規定されているとおり、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内であれば、見直しの請求は認めません。
8	14	43	3		本施設の補修及び更新	「不可抗力に起因して必要となる補修及び更新の費用負担」について第57条の規定に基づき対応するものとする」とございます。第57条は、不可抗力で受託者に余計に発生した費用の負担についての規定ですが、本施設の補修及び更新自体に係る役務対価は全額委託者の負担という理解でよろしいでしょうか。	発注者と受注者が協議を行い、合意が成立しない場合は、別紙4のとおりとします。
9	16	50	7		発注者による業務遂行状況のモニタリング	「本業務に係る管理経費等の収支状況について説明を求めることができる」とございますが、SPCの財務諸表の提示と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8. 運営業務委託契約書(案)に対する質問

No	頁	条	項	号	項目名	内容	回答
10	17	53	2		運営・維持管理業務委託料の改定	「事業契約」は「運営・維持管理業務委託契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	それぞれが個別の契約として締結するものであるため、読み替えは行いません。
11	19	59	2		本事業終了時の取扱い	協議の結果にかかわらず、受託者が提供しなければならない各号に係る情報及び資料は、第75条(秘密保持)で提出するものと同義という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	19	60	5		本事業終了時の明け渡し条件	本事業終了後12ヶ月の運転が「受注者以外で」行われた場合で要求水準書の未達が発生しその運転管理に責がある場合、改修等必要な対応についてかかる負担は受注者は負わないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	20	61	2, 3		発注者の解除権	第2項第6号と、第3項第3号は、同じ事象と読めます。この事象が生じた場合に、第2項と第3項のいずれに該当するものとして対応するのでしょうか。	モニタリング実施要領による是正勧告については第2項、その他については第3項にて対応することを想定しています。
14	24	67	8		本運営・維持管理業務委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置	本施設の運転等に関する教育及び本業務の引継ぎについては、故意又は過失により怠ったとされる判断基準は、予め、委託者に提供する教育及び引継ぎスケジュールどおり行ったか否かを基準とすることでよろしいでしょうか。いわゆる生徒側の後任企業が教育とおりの習得をしないことへの責任は、受託者は負わないということよろしいでしょうか。	委託者に提供する教育及び引継ぎスケジュールのとおり行ったか否かだけを判断基準としません。実際の指導状況や後任企業への対応状況等も考慮します。
15	24	70	2		第三者への賠償	第1項において受注者が賠償すべき損害について、発注者が第三者に対して賠償する場合は事前に受注者と協議の機会があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	25	73	2		協議会の設置	関連する企業、団体、外部有識者を協議会に参加させるにあたり、必要に応じて秘密保持義務を負ってもらうという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	25	75	1		秘密保持	「本事業」「基本契約」は、「本運営・維持管理業務委託契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	用語の定義がされており、それぞれ個別の契約として締結するものであるため、読み替えは行いません。
18	26	75	4		秘密保持	「本事業」は、「本運営・維持管理業務委託契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	それぞれ用語の定義がされており、読み替えは行いません。